

新潟県宿泊事業者感染防止対策 支援事業補助金のご案内

～県内宿泊施設の感染防止対策や

新たな需要に対応するための前向きな投資を支援します！～

(1) 補助対象者	新潟県内に所在する宿泊施設を有する宿泊事業者										
(2) 補助対象事業	<p>●感染防止対策事業</p> <p>例) サーモグラフィ・仕切り用のアクリル板の設置、アルコール噴霧器・使い捨て食器・体温計・消毒液の購入、手洗い場・換気設備の設置・改修 等</p> <p>●新たな需要に対応するための施設改修などの前向きな投資事業</p> <p>例) 市場・競争環境の調査、外部専門家からの技術指導、非接触チェックインシステムの導入経費、ワーケーションスペースを用意する為の改修に係る経費 等</p>										
(3) 補助率	3/4 (消耗品は 1/2)										
(4) 補助上限額	各施設の規模 (客室数) によって上限額が異なります。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>客室数</th> <th>1～9 室</th> <th>10～29 室</th> <th>30～49 室</th> <th>50 室～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額</td> <td>750,000 円</td> <td>1,500,000 円</td> <td>4,500,000 円</td> <td>7,500,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	客室数	1～9 室	10～29 室	30～49 室	50 室～	上限額	750,000 円	1,500,000 円	4,500,000 円	7,500,000 円
客室数	1～9 室	10～29 室	30～49 室	50 室～							
上限額	750,000 円	1,500,000 円	4,500,000 円	7,500,000 円							
(5) 申請受付期間	<p>令和3年7月30日(金)～12月28日(火) 17時必着</p> <p>※令和2年5月14日以降に発注したもので、令和4年1月31日までの間に支出が完了する経費が対象となります。</p>										
(6) 申請単位	旅館業法の許可を受けている 1施設当たり1申請										
(7) 申請方法	郵送又は電子メール ※詳細は申請要領をご参照ください。										
(8) その他・注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県又は他の市町村による補助制度との併用については、申請要領を確認の上、申請をお願い致します。 ・ 交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合、補助金は受け取れません。 										

～ お問合せ先 (申請書提出先) ～

新潟県宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金事務局

所在地：〒950-0134

新潟県新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2階

電話：025-288-6035 FAX：025-288-6036

メール：n-spt@niigata-shkb.jp

受付時間：9：00～17：00 月～金曜日 (土日祝日を除く)

ホームページ：<https://www.niigata-shkb.jp>

